

株式分割に関する基準日設定公告

2023年10月16日

株主各位

北九州市門司区社ノ木一丁目2番1号
株式会社マツモト
代表取締役社長 松本 大輝

当社は、2023年9月14日開催の取締役会において、2023年11月1日付をもって、当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2023年10月31日と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の定めに基づき、2023年11月1日付をもって、当社定款第5条を変更し、2,577,800株増加して3,866,700株といたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2023年11月下旬頃にお届出住所にお送りする予定です。
- 2023年11月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等又は特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711 (通話料無料)
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部